

経営協議会から選出する学長選考・監察会議委員の選考に関する基本方針

令和4年3月28日
経営協議会決定

長崎大学学長選考・監察会議規則第3条第1号に規定する経営協議会から選出する委員にあつては、本学の「教育研究」と「経営」の責任と権限を有する学長の選考、業績評価、解任の申出等の重要な役割を担うことから、原則として以下の方針に基づき選考するものとする。

なお、本方針は、本学を取り巻く情勢や求められる責務などを踏まえ、適宜検証を加え、適切な内容となるよう、改正を行うものとする。

1 学長選考・監察会議委員の選考について

経営協議会学外委員のうち、大学の教育研究及び経営について特に関連がある「教育・研究」、「経済・産業」及び「病院経営」分野の知見を有する識者のほか、社会の多様な幅広い意見を学長選考・監察会議に反映させる観点から、その他の分野の知見を有する識者も含め、学長の選考等を行うに当たりふさわしい者を個別の委員の経歴等を参照して合議により選出するものとする。

2 その他

本方針に定めるもののほか、委員の選考について必要な事項は、経営協議会の議を経て別に定めることができる。